

広島県水道広域連合企業団管理規程第4号

広島県水道広域連合企業団入札執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団入札執行規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団入札執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電子入札) 第13条 入札執行者は、適当と認めるときは、入札書の提出の方法について、書面を入札箱に投入し、又は郵送させることに代えて、電磁的記録を企業団の使用に係る電子計算機に送信させることとすることができる。この場合においては、電磁的記録の送信の方法によって入札書の提出を行うべき旨を、あらかじめ入札公告又は指名通知に表示するものとする。</p>	<p>(電子入札) 第13条 入札執行者は、適当と認めるときは、入札書の提出の方法について、書面を入札箱に投入し、又は郵送させることに代えて、電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に送信させることとすることができる。この場合においては、電磁的記録の送信の方法によって入札書の提出を行うべき旨を、あらかじめ入札公告又は指名通知に表示するものとする。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。